

「Web保証申込」利用申込書

北海道建設業信用保証株式会社 御中

「Web保証申込」利用規約及びプライバシーポリシーを承諾のうえ、下記のとおり
申込みます。

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| 保証申込者 (利用者) | [住所及び会社(本支店)名] | |
| | [代表者名] 印 | |
| 担当者 | 部 | 署 |
| | 役 | 職 |
| | 氏 | 名 |
| | 電 | 話 |
| | 番 | 号 |
| | F | A |
| X | 番 | |
| 号 | | |
| メ | ール | ア |
| ド | レス | |

※複数のメールアドレスの設定はできません。

- *1 必要箇所をすべて記入し、押印した上で、郵送もしくは当社窓口までご提出ください。
- *2 複数の本支店・営業所で「Web保証申込」をご利用いただく場合は、本支店・営業所ごとに当申込書が必要となります。
- *3 本支店・営業所ごとに5名まで担当者を登録することができます。ただし、担当者ごとに当申込書が必要となります。
- *4 登録後、当社より「「Web保証申込」登録手続き完了のお知らせ」を送付いたします。

「Web 保証申込」利用規約

北海道建設業信用保証株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネット保証サービス(以下「Web 保証申込」といいます。)の利用者(以下「利用者」といいます。)は、その利用に先立ち、本利用規約の内容を承諾の上、「『Web 保証申込』利用申込書」(以下「申込書」といいます。)を当社に対して提出するものとします。

1. 「Web 保証申込」

(1) 「Web 保証申込」の内容

「Web 保証申込」とは、インターネットに接続された利用者のパーソナルコンピュータ等の端末から当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従って行う次の手続及びサービスのことをいいます。

- ①公共工事前払金保証・契約保証申込書、公共工事契約保証予約申込書の提出(インターネットによる電磁的データの通信によるものであり実際の書面を介しない)
- ②前払金使途内訳明細書の提出(〃)
- ③前払金使途変更申込書・承諾書の提出(〃)
- ④保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(以下「電子証書」といいます。)の閲覧
- ⑤発注者が電子証書を閲覧するために必要な契約情報及び認証情報の取得
- ⑥過去の保証内容の確認とダウンロード(※)
- ⑦保証料計算

※データ保存期間

「公共工事前払金保証・契約保証申込書、前払金使途内訳明細書、工事工程表、前払金使途変更申込書・承諾書」

工期末日が当年度以降及び過去10年度以内であるもの。ただし、添付ファイルは過去3年度以内であるもの。

「公共工事契約保証予約申込書」

入札保証期間末日が当年度以降及び過去10年度以内であるもの。ただし、添付ファイルは過去3年度以内であるもの。

(2) 使用できる端末

「Web 保証申込」を利用する際に使用できる端末は、以下の条件を全て備えた端末に限ります。

①当社指定のブラウザソフト(インターネット上のWWW閲覧用のソフトウェア)が導入されていること。

②当社が指定する通信速度以上でインターネットに接続できること。

(3) 利用時間

「Web 保証申込」の利用時間は、当社が指定する時間内とします。ただし、当社はこの利用時間を利用者に事前の通知をすることなく、変更する場合があります。

(4) 利用料

「Web 保証申込」の利用にあたっては、利用料は無料とします。ただし、「Web 保証申込」を利用するために必要な設備費用、接続に伴って発生した通信料金およびインターネット接続業者に支払うインターネット接続料金は利用者が負担するものとします。

2. 本人確認

(1) ID・パスワードの貸与

当社は、利用者が「Web 保証申込」の利用に際して利用者ご本人であることを確認するためのID・パスワードを貸与します。

(2) 本人確認手続

「Web 保証申込」を利用するに際しては、利用端末により、当社があらかじめ貸与したID・パスワードを利用者が入力し、当社は登録されたパスワードとの一致を確認することにより本人確認を行います。

(3) 本人確認手続の効果

当社が前項の方法に従って、本人確認をして手続を受付けた場合は、ID・パスワードに不正使用その他事故があっても当社は当該手続を有効なものとして扱い、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。IDおよびパスワードは利用者ご本人の責任において厳重に管理し、第三者に教えたり、紛失、盗難に遭わないよう十分注意してください。

(4) パスワードの変更

利用者は、当社のホームページ上でパスワードを変更することができます。

(5) ID・パスワードの再設定

ID・パスワードを紛失、盗難などで失った場合、利用者は当社に対して再設定を依頼しなければならないものとします。

3. 保証申込手続

(1) 書類の正当性

利用者による「Web 保証申込」を利用した公共工事前払金保証・契約保証申込書、公共工事契約保証予約申込書、前払金使途内訳明細書および前払金使途変更申込書・承諾書の提出は、前記2. (2)による本人確認がなされたときに限り有効とします。

(2) 申込の重複

「Web 保証申込」を利用した公共工事前払金保証・契約保証申込書、公共工事契約保証予約申込書、前払金使途内訳明細書および前払金使途変更申込書・承諾書の提出による申込手続と、それ以外の手続による申込が重複した場合は、利用者と当社間で協議して保証申込手続をすすめることとします。

(3) 押印の省略

利用者が「Web 保証申込」を利用し、当社に対して公共工事前払金保証・契約保証申込書、公共工事契約保証予約申込書、前払金使途内訳明細書および前払金使途変更申込書・承諾書を提出した場合は、保証申込の意思表示があったものとみなし、あらかじめ書面による申込は不要とします。なお、前払金の払出にあたっては、前払金使途内訳明細書記載のとおり使用することとします。

(4) その他の書類の取扱

利用者は公共工事前払金保証・契約保証申込書、公共工事契約保証予約申込書、前払金使途内訳明細書および前払金使途変更申込書・承諾書を除く書類については、当社が指定する様式、方法を用いて提出することとします。

(5) 関係諸規約の準用

本条にない保証申込手続に関する取扱について、「北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款」によるものとします。

4. 電子証書

(1) 電子証書の作成

利用者が「Web 保証申込」を利用し、保証証書の受取方法を電子、本利用規約及び当社前払金保証約款に同意の上、公共工事前払金保証・契約保証申込書の提出による申込手続があった場合は、当社は電子証書を作成する

ものとします。

(2) 電子証書の交付

当社は前項により作成した電子証書を発注者の閲覧に供するため、当社が指定するクラウドサービスにアップロードした上で、「Web 保証申込」を通じて電子証書を利用者の閲覧に供するとともに、発注者が電子証書を閲覧するために必要な契約情報及び認証情報を交付することとします。これにより、当社は利用者に保証証書を書面により交付したものとみなします。

5. 届出内容の変更等

(1) 届出内容の変更等

住所、メールアドレス、担当者、その他の届出内容に変更があった場合には、当社のホームページ上で届出内容を変更することができます。この変更の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) 変更日

前項による変更手続は原則として受付日に実施します。

6. 規約の変更

当社は、本規約の内容を、利用者に事前の通知をすることなく任意に変更できるものとします。

7. サービス内容の変更

「Web 保証申込」で提供するサービス内容は、利用者に事前に通知することなく、当社の都合により変更、廃止することがあります。

8. サービスの停止

利用者が本規約に違反した場合など、当社が「Web 保証申込」のサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも利用者に事前に通知することなく、サービスの提供を停止することができるものとします。

9. 免責規定

(1) 次の事由により、「Web 保証申込」の取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

② 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

③ 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路について盗聴等がなされたことにより利用者のI

D・パスワード、取扱情報等が漏洩したとき

④当社が送付したID・パスワードの通知文書が郵送上の事故等、当社の責めによらない事由により第三者に漏洩したとき

⑤コンピュータウイルスその他これに類する原因で利用者に障害がおこったとき

(2)「Web 保証申込」に使用する機器および通信媒体が正常に作動する環境については利用者の責任において確保するものとします。当社は、機器が正常に稼働しなかったことにより生じた損害については責任を負いません。

10. 利用の終了

利用者または当社の申し出があった場合は、いつでも「Web 保証申込」の利用を終了させることができるものとします。

11. 準拠法・合意管轄

(1) 本契約に関する準拠法は日本法とします。

(2) 本契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とします。